



2023年6月23日

各 位

会 社 名 株式会社ヨシックスホールディングス  
代表者名 代表取締役会長 吉岡昌成  
(コード番号: 3221 東証プライム市場・名証プレミアム市場)  
問合せ先 執行役員 経営企画室室長 松岡龍司  
( TEL. 052-932-8431 )

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年7月21日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 20,000株
(3) 発行価額	1株につき2,354円
(4) 発行価額の総額	47,080,000円
(5) 割当予定先	取締役4名(※) 16,000株 執行役員4名 4,000株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役及び執行役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、並びに③(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

当社の取締役及び執行役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役に対しては、年 50,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役及び執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 4 名及び執行役員 4 名（以下「対象取締役及び執行役員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役及び執行役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計 47,080,000 円、ひいては当社の普通株式 20,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象取締役及び執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役及び執行役員は、2023 年 7 月 21 日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役又は執行役員、その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役及び執行役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役及び執行役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は執行役員、その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役及び執行役員が大和証券株式会社へ開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,354円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にあって特に有利な価額には該当しないと考えております。

### 4. 支配株主との取引に関する事項

本新株発行は、当社代表取締役会長の吉岡昌成も割り当て対象としておりますが、吉岡昌成は、自身が出資をし、取締役を務める資産管理会社である株式会社吉岡等が保有する株式数を併せて、当社の発行済株式数の57.42%（2023年3月31日現在）を保有しており、本新株発行は支配株主との取引に該当いたします。

当社としては、本新株発行により、吉岡昌成が当社取締役として、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上への意欲を従来以上に高めると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、本新株発行により吉岡昌成に株式を割り当てるものです。

なお、本新株発行は、法令及び諸規則で定められた規定並びに手続きに従って行っております。また、払込金額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、上記「2. 発行の目的及び理由」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。また、利益相反を回避するため、吉岡昌成は、自らに対する本株式発行にかかる取締役会の決議には参加していません。

なお、当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策として、支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談するとともに、当該支配株主以外の取締役による厳格な判断のもと審議することで少数株主の保護に努めることとしております。

以上